

送人が收受すべき運賃・料金がある場合、その収入が確保されない。そこで商法は供託とならんでつぎのような場合に、運送人に運送品を競売する権利を認めた。

(1) 荷受人を確知し得ない場合において、荷送人に対し相当の期間を定めて運送品の処分について指図をするよう催告するも、荷送人がその指図をしないとき(第585条第2項)。

(2) 運送品の引渡しに関して争いある場合において、まず荷受人に対し相当の期間を定めて運送品の受取を催告し、つぎにその期間経過後さらに荷送人に対し、相当の期間を定めて運送品の処分につき指図をするよう催告するも、荷送人が指図をしないとき(第586条第1・2項)。

(3) 運送品が損敗しやすい物であるときには、上述のような催告をしないでただちにこれを競売することができる(第587・524条第2項)。

2 競売は国家機関が中間に立つて行う売買である。競売の手続は競売法がこれを定める。運送品の競売は運送人の申立により、競売物の所在地の地方裁判所所属の執行吏が行う。競売の結果競買人は競売によって運送品の所有権を取得し、これに対し代金を支払う。執行吏は代金中より競売費用を支弁し、残額を申立人たる運送人に交付する。運送人はその全部または一部を運賃その他の費用にあて、残余がある場合にはこれを供託する(商法第587・524条第3項)。供託により運送人は運送品引渡の義務を免れる。運送人は競売および代金の供託についての通知を、遅滞なく荷送人および荷受人(荷受人不明の場合を除く)に発することを要する(商法第585条第3項・586条第3項)。

3 運送品の競売と区別することを要するのは運送品の公売である。鉄道運送では特定の場合に、鉄道自身が売主となって運送品を公売し得ることになっている。これは鉄道運輸規程によって認められた制度であるが、競売のような煩雑な手続による必要がないので、鉄道運送のように大量の運送品を取扱う場合に適しており、国鉄では換価の場合にはもっぱら公売になっている。――運送品の公売処分。運送品の換価処分。運送品の供託。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。小町谷操三著 運送法の理論と実際。(松本義秋)

うんそうひんのこうばいしょぶん 運送品の公売処分

1 鉄道が売主となって、おおやけの方法で売買により運送品を金銭に換える行為をいう。

運送品を着駅において荷受人に引渡し得ない特定の場合については、商法は運送人に運送品を競売する権利を認めているが(第585・586・587・524条第2項)、競売は国家機関により競売法によってなされるもので手続が煩雑であり、鉄道運送のように大量の運送品を取扱う場合に適しないので、鉄道運輸規程は鉄道に対し特定の場合に、旅客または貨主の費用をもって、託送手荷物または貨物を公売する権利を認めた。

公売は鉄道自身が売主となるもので競売のような煩雑な手続を必要としないので、国鉄では換価の場合にはもっぱら公売によっている。

2 公売をなし得る場合として鉄道運輸規程は、託送手荷物または貨物が損敗するおそれある場合で、旅客または貨主に対し相当の期間を定めてその処分につき指図を求めるも、旅客または貨主が指図をなさないとき、または指図を待つときは荷物の損害を増大するおそれあるときと定めた(第33条)。しかしこれでは公売をなし得る場合が非常に狭いので、国鉄の貨物運送規則はその範囲をつぎのように拡張した。

(1) 到着貨物の荷受人が不明の場合。

(2) 到着通知を出したのち相当期間を経過しても引渡しの請求がない場合。

(3) 荷受人が貨物の受取を拒絶した場合。

(4) 引渡しについて争いのある場合。

以上の場合において相当の期間を定めて荷送人の指図を求めても指図がないとき(貨物引換証または船荷証券を発行したものを除く)、および貨物の性質上荷送人の指図を待っている、日時の経過によっていちじるしくその価格を減少するおそれある場合には公売に付することができる(第41条)。

3 国鉄で公売に付する場合には荷物事故処理規程の定めるところにしたがい、やむを得ない事由がある場合のほか適当な商人2名以上の参加を得て行い、公売処分を行ったときは、ただちにこの旨を利害関係人である荷送人および荷受人に通知しなければならない。

公売代金は鉄道で收受すべき運賃・料金・立替金その他の費用がある場合にはこれを控除し、なお残額があるときはこれを旅客または貨主に交付し、不足額があるときはその支払を請求することができる。旅客または貨主に交付できないときは雑収入として一応収入の手続をとる。――運送品の換価処分。運送品の競売。(松本義秋)

うんそうひんのしょぶんけん 運送品の処分権 荷送人または貨物引換証の所持人が、運送人に対し運送の中止・運送品の返還その他の処分を請求することができる権利をいい、これを荷送人の指図権ともいう(商法第582条)。これは貨物託送後における取引事情の変化その他の場合に荷送人の利益を保護し、輸送目的の実態に即応させるため、当初の運送契約の内容を変更することができる権利を荷送人等に与えたもので、商法によりとくに認められた権利である。したがって運送人はこれらの者から処分の請求があった場合には、事実上不可能であるかまたは運輸上の支障がある場合等正当の理由がないかぎり、これに応じなければならない義務がある。処分権の内容について商法では「運送の中止、運送品の返還その他の処分」と規定しているが、国鉄ではこの商法の精神と取引の実情を考慮して、指図の種類を約款としてつぎのように定めている(貨物運送規則第46条、旅客および荷物運送規則第262条)。(1) 託送取消 受託後発送前に運送契約を取消すこと。(2) 列車または連絡船の指定の取消もしくは追付 貨物託送後に列車または連絡船を指定もしくは指定を取消すこと。ただし貨物および関係書類の発送後においては、この指図による輸送上の手配が困難であるから、この請求には応じないことになっている。(3) 発駅返送 発送後の貨物を発駅に返送すること。(4) 荷受人または着駅変更 託送の際指定した荷受人または着駅を他に変更すること。ただし国鉄で船荷証券を発行する場合は青森・函館間のみにかぎられているので、この場合には着駅変更の請求には応じないこととなっている。(5) 配達 配達を請求または取消および届先変更 配達をする手・小荷物について、託送後にその請求・取消または届先を変更すること。これらの処分権は運送品が到着地に到着したのち荷受人が引渡しを請求したときは消滅する(商法第582条)。しかし貨物引換証または船荷証券の所持人については、このかぎりでないことは当然である。――運送人の義務。

参考文献 喜安健次郎著 運送営業。(桂 重臣)

うんそうひんのしょゆうけんしゅとく 運送品の所有権取得 鉄道営業法第13条の2は荷受人または荷送人を確知することができない運送品は、主務大臣の定めるところにより公告